

## ○ 信号機の整備合理化

信号機については、その設置基準を警察庁が「信号機設置の指針」として定めており、これに該当しなくなった既設の信号機は、撤去の検討が必要となります。

一方、新設についてもこの指針に基づき検討することとなりますが、設置に当たり道路改良工事などを伴う場合も少なくなく、警察だけで設置できるものではないことから、条件を満たしたことですぐに信号機が設置されるというものではありません。

### 「信号機設置の指針」による必要条件(すべての条件に該当)

- 1 一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。
- 2 歩行者が安全に横断待ちするために必要な滞留場所を確保できること。
- 3 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車往復交通量が原則として300台以上であること。
- 4 隣接する信号機との距離が150メートル以上離れていること。
- 5 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

### 「信号機設置の指針」による択一条件(いずれかの条件に該当)

- 1 信号機を設置しようとする場所又はその付近において、信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しており、かつ、交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故の件数等から事故発生原因を調査・分析した結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替できないと認められること。
- 2 小中学校（特別支援学校の小中学部を含む。）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の安全を特に確保する必要があること。
- 3 交差点において、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量及びピーク1時間の従道路の自動車等流入交通量が、「信号機設置の指針」で示す基準に合致すること。
- 4 歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合であって、直近に立体横断施設がないこと。

